

福島県保健・医療・福祉復興推進計画
に基づく復興推進事業の手続き
(福祉関係)

I 介護老人福祉施設等整備推進事業

1. 事業概要

本事業は、東日本大震災により被災した介護保険施設の入所者等に対する受け皿を整備するとともに、浜通りエリア等における要介護高齢者等の増加に対応するため、介護老人福祉施設等（地域密着型介護老人福祉施設を含む。以下同じ。）の医師の配置基準に関する特例を認めることにより、介護サービスの継続及び当該施設の整備を推進するものである。

【事業実施主体】

福島県（地域密着型介護老人福祉施設の場合にあっては、当該施設の存する市町村）

【事業対象者】

- ・当該復興推進計画区域内に介護老人福祉施設等（地域密着型介護老人福祉施設を含む。以下同じ。）を新たに整備又は再開しようとする者

2. 特例措置の内容及び基準

(1) 特例措置の内容

1. の事業対象者に該当する介護老人福祉施設等であって、病院若しくは診療所、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は他の介護老人福祉施設等との密接な連携を確保し、入所者に対する健康管理及び療養上の世話を適切に行うと知事（地域密着型介護老人福祉施設の場合にあっては市町村長）が認める者については、医師の配置基準について適用しない。

(2) 特例措置の適用を受ける介護老人福祉施設等の基準

ア 事業対象者に関する基準

1. に記載する事業対象者であること。

イ 人員に関する基準

病院若しくは診療所、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は他の介護老人福祉施設等との密接な連携を確保して入所者に対する健康管理及び療養上の世話を適切に行うと認められるときは、医師を配置しないことができること。その他人員に関する基準については、指定介護老人福祉施設等の基準に従うこと。

ウ 設備及び運営に関する基準

設備及び運営に関する基準については、指定介護老人福祉施設等の基準に従うこと。なお、連携先の病院若しくは診療所、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は他の介護老人福祉施設等については、次の点に留意するものとする。

- ① 連携先の病院若しくは診療所、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は他の介護老人福祉施設等については、規制の特例措置の適用を受ける介護老人福祉施設等から近距離にあることが望ましいこと。
- ② 連携先の病院若しくは診療所、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は他の介護老人福祉施設等に対しては、円滑な協力を得るため、あらかじめ必要な事項を書面で取り決めておくこと。

3. 特例措置の適用を受ける場合の手続き等

(1) 特例措置の適用の申請

特例措置の適用を受けようとする者は、介護保険法第 86 条第 1 項若しくは第 86 条の 2 第 2 項の申請、同法第 89 条の届出、同法第 78 条の 2 第 1 項若しくは第 78 条の 12 において準用する第 70 条の 2 第 2 項、同法第 78 条の 5 第 1 項の届出、老人福祉法第 15 条第 3 項若しくは第 15 条の 2 第 2 項の届出又は同法第 15 条第 4 項の申請に併せ、次に掲げる事項を記載した計画書（様式（特養））を、県（特例措置を受けようとする介護老人福祉施設等の所在地を所管する保健福祉事務所、いわき市にあってはいわき市介護保険課。ただし、地域密着型介護老人福祉施設の場合にあっては市町村）に提出すること。

ア 特例措置を受けようとする介護老人福祉施設等の名称及び所在地

イ 連携先の病院若しくは診療所、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は他の介護老人福祉施設等の名称及び診療科名（連携先が病院又は診療所の場合に限る。）並びに当該連携先との具体的な連携内容（契約書等の写しを添付すること。）

ウ 入所者に対する健康管理及び療養上の世話の実施に係る計画

(2) 特例措置の適用

県は（地域密着型介護老人福祉施設の場合にあっては市町村）は、当該申請の内容を審査し、連携先の病院若しくは診療所、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は他の介護老人福祉施設等との密接な連携を確保し、入所者に対する健康管理及び療養上の世話を適切に行うことができると認められる場合は、特例措置を適用する。

(3) 特例措置の適用期間

令和 8 年 3 月 31 日まで を限度

(4) 留意事項

ア 介護報酬の取扱い

規制の特例措置の適用を受ける施設に係る介護報酬の取扱い（介護保険と医療保険の給付調整の取扱いを含む）については、従前どおりの取扱いとすること。

イ 特例措置適用期間後の取扱い

従前どおりの基準による取扱いとする。

様式（特養）

福島県保健・医療・福祉復興推進計画に基づく介護老人福祉施設等整備推進事業の実施に係る医療機関等との連携等に関する計画書

1 特例措置を受けようとする介護老人福祉施設の名称及び所在地

(1) 名称

(2) 所在地

2 連携先の病院若しくは診療所、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は他の介護老人福祉施設等の名称及び診療科（連携先が病院又は診療所の場合に限る。）並びに当該連携先との具体的な連携内容

※ 契約書等の写しを添付すること

3 入所者に対する健康管理及び療養上の世話の実施に係る計画

Ⅱ 介護老人保健施設整備推進事業

1. 事業概要

本事業は、東日本大震災により被災した介護保険施設の入所者等に対する受け皿を整備するとともに、浜通りエリア等における要介護高齢者等の増加に対応するため、介護老人保健施設の医師の配置基準に関する特例を認めることにより、介護サービスの継続及び当該施設の整備を推進するものである。

【事業実施主体】

福島県

【事業対象者】

- ・当該復興推進計画区域内に介護老人保健施設を新たに整備又は再開しようとする者

2. 特例措置の内容及び基準

(1) 特例措置の内容

1. の事業対象者に該当する介護老人保健施設であって、病院若しくは診療所又は介護医療院との密接な連携を確保し、入所者に対する看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を適切に行うと知事が認める者に係る医師の配置基準については、当該介護老人保健施設の実情に応じた適当数とすることができること。

(2) 特例措置を受ける施設の基準

ア 事業対象者に関する基準

1. に記載する事業対象者であること。

イ 人員に関する基準

病院若しくは診療所又は介護医療院との密接な連携を確保して入所者に対する看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な利用並びに日常生活上の世話を適切に行うと認められるときは、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 40 号）第 2 条第 1 項第 1 号にかかわらず、医師の配置を実情に応じた適当数とすることができることとし、当該特例措置の基準は次によるものとする。

なお、その他人員に関する基準については、介護老人保健施設の基準に従うこと。

- ① 連携先の病院若しくは診療所又は介護医療院との協定又は契約が締結され、当該病院若しくは診療所又は介護医療院からの医師の派遣により日常的な健康管理等が確保されるものであること。
- ② 複数の医師が勤務する形態でもよいこととする。ただし、専任の医師を定めておくこと。
- ③ 医師は非常勤で差し支えないが、週当たりの医師の配置時間数は、「入所定員×3 2 時間÷100 人」以上とすること（例. 入所定員 50 名であれば、延べ週 16 時間以上）。

④ 病院等から医師を派遣してもらう場合は、勤務体制を明確に定めておくこと。

ウ 設備及び運営に関する基準

設備及び運営に関する基準については、介護老人保健施設の基準に従うこと。

なお、連携先の病院若しくは診療所又は介護医療院については、次の点に留意するものとする。

- ① 連携先の病院若しくは診療所又は介護医療院は、介護老人保健施設から自動車等による移送に要する時間がおおむね 20 分以内の近距離にあること。ただし、オンコール体制等により、病院若しくは診療所又は介護医療院の専任医師等との連絡体制が整備されている場合はこの限りではない。
- ② 連携先の病院若しくは診療所又は介護医療院が標榜している診療科名等からみて、病状急変等の事態に適切に対応できるものであること。
- ③ 連携先の病院若しくは診療所又は介護医療院に対しては、円滑な協力を得るため、あらかじめ書面で必要な事項を取り決めておくこと。

3. 特例措置の適用を受けようとする場合の手続き

(1) 特例措置の適用の申請

特例措置の適用を受けようとする者は、介護保険法第 94 条の開設許可若しくは変更許可の申請、同法第 94 条の 2 の許可の更新の申請又は同法第 99 条の変更の届出に併せ、次に掲げる事項を記載した計画書（様式（老健整備））を、県（特例措置を受けようとする介護老人保健施設の所在地を所管する保健福祉事務所、いわき市にあってはいわき市介護保険課）に提出すること。

ア 特例措置を受けようとする介護老人保健施設の名称及び所在地

イ 特例措置によらなければ医師の配置基準を満たすことができない理由

ウ 連携先となる病院若しくは診療所又は介護医療院の名称及び診療科名並びに当該連携先との具体的な連携内容（契約書等の写しを添付すること。）

エ 専任の医師の氏名（複数の医師が勤務する場合）

オ 施設所在地及び連携先医療機関が表示された地図

カ 入所者に対する看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話の実施に係る計画

(2) 特例措置の適用

県は、当該申請の内容を審査し、連携先の病院若しくは診療所又は介護医療院との密接な連携を確保し、入所者に対する看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を適切に行うことができると認められる場合は、特例措置を適用する。

(3) 特例措置の適用

令和8年3月31日までを限度

(4) 留意事項

ア 介護報酬の取扱い

規制の特例措置の適用を受ける施設に係る介護報酬の取扱い（介護保険と医療保険の給付調整の取扱いを含む。）については、従前どおりの取扱いとすること。

イ 特例措置適用期間後の取扱い

従前どおりの基準による取扱いとする。

※ 本事業の特例措置の適用期間満了までに、特例措置によらない医師の配置基準を満たす必要があるもの

様式（老健）

福島県保健・医療・福祉復興推進計画に基づく介護老人保健施設整備推進事業の実施に係る医療機関等との連携等に関する計画書

- 1 特例措置を受けようとする介護老人保健施設の名称及び所在地
 - (1) 名称

 - (2) 所在地

- 2 特例措置によらなければ医師の配置基準を満たすことができない理由

- 3 連携先となる病院若しくは診療所又は介護医療院の名称及び診療科名並びに当該連携先との具体的な連携内容
※ 契約書等の写しを添付すること。

- 4 専任の医師の氏名（複数の医師が勤務する場合）

- 5 施設所在地及び連携先医療機関が表示された地図

- 6 入所者に対する看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話の実施に係る計画